

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	駒沢看護専門学校
設置者名	学校法人駒沢岩見沢学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	①看護学科	夜・通信	3045	240	
	②看護学科	夜・通信	3060	240	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) ①は2021年入学までの学生授業科目 (旧カリキュラム) ②は2022年入学からの学生授業科目 (新カリキュラム)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

年度当初に学生・保護者に配布する「授業計画」に記載している。
ホームページにて公表予定 <http://komazawa-kango.ac.jp>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	駒沢看護専門学校
設置者名	学校法人駒沢岩見沢学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページにて公表予定 <http://komazawa-kango.ac.jp>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	社会福祉法人北翠会 なかよし保育園理事	令和3年4月 ～同7年3月	経営全般にわたる チェック機能
非常勤	看護師	同上	同上
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	駒沢看護専門学校
設置者名	学校法人駒沢岩見沢学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 非常勤講師の場合、講義終了時、今年度の講義の進捗、進め方について意見を頂き、次年度の協議をする。</p> <p>2. 2月末～3月に次年度の講義依頼と合わせてシラバスの内容に変更がないか確認し、変更がある場合は、メール等でやりとりしながら作成。</p> <p>3. 常勤講師の場合は、12月～1月にかけて各看護学の担当教員が、今年度の授業評価等の内容をもとに各看護学のねらい・各科目の科目目的・科目目標・単元・単元時間数・授業進度・学習内容・学習方法・使用テキスト・評価方法を教務会議で協議する。他の看護学との重複や進捗のバランス、評価の妥当性等について、各看護学のマトリックスと照らし合わせながら、次年度の授業計画を立案する。</p> <p>4. 授業計画の作成は2月末から中旬にかけて作成し、3月中旬に非常勤も含め、講師へ配付。学生へは年度開始時に配付している。</p> <p>5. 各分野の構成科目と概要についてホームページに掲載している。</p> <p>https://komazawa-kango.ac.jp/curriculum/</p>	
授業計画書の公表方法	冊子「授業計画」を全学生・保護者に配布 ホームページにて公表予定 http://komazawa-kango.ac.jp
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学校法人駒沢岩見沢学園駒沢看護専門学校 単位授与の認定規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、学則第3章第11条、第12条の規定により、単位授与の認定について次のように定める。</p> <p>(単位修得の認定)</p> <p>第2条 単位授与の認定は、単位認定会議をもって行う。</p> <p>単位修得認定試験)</p> <p>第3条 単位の認定は、学則の別表1に定められている当該科目時間数の3分の2以上の出席があること。</p> <p>2 試験は1科目45分で実施し、100点満点とする。</p> <p>3 授業時間とテスト時間の取扱については、テスト時間は講義時間に含まない。</p> <p>4 試験は、授業科目終了毎に行う。</p> <p>5 1科目の試験は試験開始から15分以内の遅刻は受験することができる。</p> <p>6 1科目を複数講師が担当する場合は、その科目の3分の2以上の出席があれば試験を受けることができる。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

内規

1 科目の成績評価は、試験（記述試験・実地試験・実習等）、学習態度及び出席状況等をもって行う。

2. 試験は別表にあげる1科目ごとに、規定に定める時間数以上の授業に出席しなければ、受けることができない。

3. 試験及び評価は、100点法を用い、60点以上を合格とし60点未満を不合格とする。

4. 成績評価・認定は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とする。

5. 学科試験において、無断欠席や不正行為をした者に対しては、評価は行わず零点とする
令和3年度

客観的な指標の算出方法

履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均値を算出する。

100点満点にて点数化

看護学科			
区分	1年	2年	3年
100～91	0	0	0
90～81	24	15	22
80～71	21	44	44
70～61	16	2	1
60～51	5	0	0
50～0	3	0	0
	69	61	67
下位1/4に該当する学生8人			

客観的な指標の算出方法の公表方法	学生オリエンテーションにて説明 ホームページにて公表予定 http://komazawa-kango.ac.jp
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則

(卒業等)

第13条 学校長は、第5条に規定する当該の修業年限以上に在学し、かつ、別表1に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により、専門士（医療専門課程）と称することができる。

3 学校長は、第1項の規定により、学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

4 前項の卒業証書の様式は、別記1号様式とする。

卒業の認定に関する方針の公表方法	学則第13条に記載。 ホームページにて公表予定 http://komazawa-kango.ac.jp
------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	駒沢看護専門学校
設置者名	学校法人駒沢岩見沢学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページにて公表
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	学内に常備し、申出に対し閲覧を可能としている。
監事による監査報告（書）	学内に常備し、申出に対し閲覧を可能としている。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	旧カリキュラム 3,045/99 単位時間/単位	2,010/76 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1,035/23 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
	3,045/99 単位時間/単位						
3年	昼	新カリキュラム 3,060/102 単位時間/単位	2,025/79 単位時間 /単位	単位時間 /単位	1,035/23 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
	3,060/102 単位時間/単位						
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
210人		162人	0人	13人	79人	92人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 授業計画の作成・公表 1. 非常勤講師の場合、講義終了時、今年度の講義の進捗、進め方について意見を頂き、次年度の協議をする。 2. 2月末～3月に次年度の講義依頼と合わせてシラバスの内容に変更がないか確認し、変更がある場合は、メール等でやりとりしながら作成。 3. 常勤講師の場合は、12月～1月にかけて各看護学の担当教員が、今年度の授業評価等の内容をもとに各看護学のねらい・各科目の科目目的・科目目標・単元・単元時間数・授業進捗・学習内容・学習方法・使用テキスト・評価方法を教務会議で協議する。他の看護学との重複や進捗のバランス、評価の妥当性等について、各看護学のマトリックスと照らし合わせながら、次年度の授業計画を立案する。 4. 授業計画の作成は2月末から中旬にかけて作成し、3月中旬に非常勤も含め、講師へ配付。学生へは年度開始時に配付している。 5. 各分野の構成科目と概要についてホームページに掲載している。
--

<p>成績評価の基準・方法</p> <p>(概要)</p> <p>内規</p> <p>1. 科目の成績評価は、試験（記述試験・実地試験・実習等）、学習態度及び出席状況等をもって行う</p> <p>2. 試験は別表にあげる1科目ごとに、規定に定める時間数以上の授業に出席しなければ、受けることができない。</p> <p>3. 試験及び評価は、100点法を用い、60点以上を合格とし60点未満を不合格とする。</p> <p>4. 成績評価・認定は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とする。</p> <p>5. 学科試験において、無断欠席や不正行為をした者に対しては、評価は行わず零点とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>学則（卒業等）</p> <p>第13条 学校長は、第5条に規定する当該の修業年限以上に在学し、かつ、別表1に掲げる教育課程の単位を修得した者について、卒業の認定を行う。</p> <p>2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により、専門士（医療専門課程）と称することができる。</p> <p>3 学校長は、第1項の規定により、学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。</p> <p>4 前項の卒業証書の様式は、別記1号様式とする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>1. 本校に入学する前に修得した履修単位については、既習単位認定会議をもって協議し、認定単位を決定している。（学則細則第4章 第16条）</p> <p>2. 「学生便覧」を作成・配付し、学生心得の中に履修・再履修に関する事と聴講や単位修得の認定、追試験・再試験の受け方などについて記載し、周知徹底している。</p> <p>3. 成績不振の学生や欠席の多い学生に対しては、学年担当教員が面談し、生活環境や対人関係など、学習に影響を及ぼしている要因がないか確認している。必要時保護者との面談やスクールカウンセラーを定期的に配置している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
67人 (100%)	0人 (%)	67人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 道内の病院ほか			
(就職指導内容)			
2年生；業者主催の合同就職説明会の受け方・就職活動スタートアップ講座として近年の採用状況や病院選びの方法・履歴書の書き方・面接の受け方について、学校に講師を招いて受講している			
3月には、主要な実習病院を学校に招き、合同就職説明会を開催している			
3年生；副学校長から、就職ガイダンスを実施し、学内資料の閲覧方法、就職説明会・			

<p>インターンシップ参加時の心構えについて説明。 就職活動については、副学校長が面接練習・願書の確認・小論文の添削を実施</p>
<p>(主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家試験受験資格</p>
<p>(備考) (任意記載事項)</p>

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
199 人	4 人	2%
<p>(中途退学の主な理由) 自己都合による退学(進路変更等)</p>		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スクールカウンセラーによるカウンセリング予定日を告知し、学生の悩みに対応 2. 学年担当教員と学生との個別面談を年度初め及び個別案件は副学校長兼教務主任と学年担当が随時実施。 <p>保護者との面談も必要に応じて実施し、個々の学生の問題把握に努めている。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科 1年	200,000 円	800,000 円	200,000 円	
看護学科 2年	円	800,000 円	220,000 円	
看護学科 3年	円	800,000 円	230,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				
学習成績、生活態度ともに優秀で、他の学生の模範として認められた学生に授業料の一部を免除する制度あり				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 https://komazawa-kango.ac.jp/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 実施方法～学内学校評価を資料とし、学校評価委員から意見聴取。 体制～下記委員による委員会形式。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
駒沢看護専門学校長 佐藤 有	2022年4月～ 2024年3月	学校長
駒沢看護専門学校副学校長 斉藤 恭子	2022年4月～ 2024年3月	副学校長
駒沢看護専門学校教員 工藤 美恵子	2022年4月～ 2024年3月	学内評価委員会委員
北海道岩見沢緑陵高等学校長 津嶋 拓慈	2022年4月～ 2024年3月	高等教育関係者
北海道中央労災病院看護部長 虻川 美香子	2022年4月～ 2024年3月	医療関係者
駒沢看護専門学校後援会長 仙石 景章	2022年4月～ 2024年3月	保護者代表
深川市東ヶ丘病院看護師 疋田 健	2022年4月～ 2024年3月	卒業生
熊谷 孝	2022年4月～ 2024年3月	地域住民
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 学校関係者評価資料として保管、閲覧可能		
第三者による学校評価 (任意記載事項) 経営体制の変化や教員が急激に変更(退職者の増加など)する、学校を安定させることに大きな労力がかかると思います。人との繋がりを大切に学校経営、教育活動に力を尽くしていただけることを期待します。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページにて公表 https://komazawa-kango.ac.jp/

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	駒沢看護専門学校
設置者名	学校法人駒沢岩見沢学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		23人	21人	44人
内 訳	第Ⅰ区分	15人	14人	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				44人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	-人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	-人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あっては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。